

「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づく

事業再生ADR制度について

～早期事業再生のために～

平成23年7月 経済産業省 産業再生課

事業再生ADRのポイント

事業再生ADRのポイント

【事業再生ADRとは】

事業再生ADRは、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度です。中立的立場にある専門家の下で金融債権者・債務者の調整を行い、さらに、債務免除に伴う税負担を軽減するとともに、つなぎ資金の融資を円滑化します。

【主として金融債権者のみが対象】

本制度は、主として金融債権者のみを対象とした私的整理手続であり、対象者の全員一致による決議を経て、金融支援（返済条件の変更、債権放棄、債権の株式化）を行うものです。

したがって、取引先に対する商取引債権などには影響を及ぼすことなく、事業を継続しながら過剰債務問題を解決し、再生を目指すものです。

【事業の継続に向け、取引先等の理解と協力が重要】

事業再生ADRの正式申請があったからといって、直ちに事業の継続が困難になっているというわけではありません。申請後も引き続き事業を継続して企業価値を維持しつつ、金融債権者・債務者との間で再編の道筋を検討することを目的としています。したがって、事業再生には取引先等の方々の理解と協力を得ることが重要となります。

【本制度の活用による我が国活力の再生に向けて】

本制度は、平成19年の制度創設からまだ日が浅く、本格的な運用は始まったばかりですが、関係各位の皆様の理解と協力により、円滑な事業再生が可能となります。本資料をご確認の上、ご不明な点等がございましたら、お気軽に経済産業省までお問い合わせ下さい。

事業再生ADRとは

○事業再生ADRは、「過剰債務に悩む企業」の問題を解決するために生まれた制度です。中立的立場にある専門家の下で金融債権者・債務者の調整を行い、さらに、債務免除に伴う税負担を軽減するとともに、つなぎ資金の融資を円滑化します。

「事業再生ADR」とは

ADR (Alternative Dispute Resolution)とは「裁判外紛争解決手続」の略称で、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続のことです。

事業再生ADRは、事業再生の円滑化を目的として、平成19年度産業活力再生特別措置法の改正により創設されました。

「事業再生ADRのメリット

	概略	対応する施策
商取引を円滑に続けられる	事業ADRは、基本的に金融債権者(金融機関等)だけを相手方として調整を進める手続であり、事業債権・売掛債権の債権者(取引先等)を巻き込む必要はない。	—
信頼できる	専門的知識を有する実務家の監督の下で進められる手続である。	事業再生ADR事業者の認定
つなぎ融資が容易になる	つなぎ融資(一時的な資金繰り融資)に対する債務保証及び法的整理に移行した際のつなぎ融資に対する優先弁済を設定している。	中小企業基盤整備機構の債務保証(中堅・大企業向け) 中小企業信用保険法の特例(中小企業向け) 資金の借入れに関する特定認定紛争解決事業者の確認
裁判所もADRの調整結果を尊重	仮に意見がまとまらず、裁判所を利用した手続(特定調停や法的整理)に移行した場合でも、裁判所はADRの調整を引き継いで手続	一人裁判官調停
原則として、債権放棄による損失の無税償却が認められる	—	資産評定基準の制定 税制措置

両者のメリットの融合

法的整理(民事再生・会社更生)

- メリット
- 信頼できる
 - 裁判所の監督があり、公正さが担保されている
 - 債権者が平等に取り扱われ損失負担に納得感がある
 - 債権放棄による消滅益及び評価損益に対する税制措置
- デメリット
- 商取引に支障が出る
 - 手続がオープンになり、風評被害による事業価値毀損の恐れがある

私的整理

- メリット
- 商取引を円滑に続けられる
 - 本業をそのまま継続しながら、金融機関等との話し合いで解決策を探れる
- デメリット
- 債権放棄による損失の無税償却が困難
 - 債権者間の意見がまとまりにくい

(参考) 制度設計の経緯 法的整理と私的整理の比較

本業の収益力はあるが過大な債務を負っているような企業を再生するためには、私的整理や法的整理による権利調整で債務の削減を図り、事業を存続させることが重要。

「私的整理」とは

- ・裁判所が関与しない、金融債権の放棄等による整理(原則非公表)。
- ・当事者全員の合意がなければ計画は成立しない。

全銀協や経団連等が「私的整理ガイドライン」を策定(2001年)。
このガイドラインに沿って行われる債権放棄は、透明性や公平性が高いとされ、税務上も金融機関側の無税償却が認められやすくなる。

「法的整理」とは

- ・裁判所が関与した、金融・商取引等全ての債権者による整理(公表)。
- ・裁判所での手続により、債権者の多数決を得た計画が強制力を持つ。

民事再生手続(民事再生法): 主として中小・中堅企業向け。
担保は原則実行可。経営者は存続可。

会社更生手続(会社更生法): 主として大企業が対象。
担保は原則実行不可。
経営者は退陣し、管財人が経営。

苦境に陥った事業を再生するには、民事再生法、会社更生法といった、裁判所の法的整理手続を利用することで債権者間の公平が確保できる。

しかし

法的整理手続を利用すると時間がかかり、「倒産」の噂も広まって会社の信用が毀損してしまい、かえって早期の事業再生が困難になる。

よって

簡易迅速

秘匿性

法的手続に行く前に、事業再生ADRなどを活用した**私的整理手続**の促進策を講ずることにより、早期の事業再生を図る必要がある。

(参考) 制度設計の経緯 私的整理における課題と対応策

現状の分析

- 我が国の事業再生の現状では、金融債権者に限定した調整により事業毀損を最小限に抑え、迅速に事業再生を図ろうというニーズが高い。

(考えられる理由)

- 法的整理は全債権者が対象となり、風評被害の影響などから事業の毀損が依然として大きい。
- 手形取引のサイトが長いという取引慣行があり商取引債権額が大きい。

「私的整理の問題点」

私的整理の問題点	回答者数	割合
債権者全員の合意に向けた調整	92	90.2%
つなぎ資金の確保	57	55.9%
経営者の処遇	56	54.9%
再建計画の合理性・妥当性	51	50.0%

私的整理では債権者間の調整、つなぎ融資の確保、経営者の処遇等が課題。特に、債権者間調整の円滑化、手続の迅速化が重要。そのためには、対象となる債権者が納得するような再生計画、公平・中立な第三者の関与等が不可欠。

※出典「事業再生に関するアンケート調査」帝国データバンク
(回答者は一般企業815社・倒産企業333社・金融機関102社の合計1250社)
※複数回答方式

「つなぎ融資確保が難しい理由」

理由	回答者数	割合
法的整理移行後の債権カット	42	73.7%
担保設定資産を有していない	39	68.4%
再建計画の実効性が低い	26	45.6%
リスク相当の金利が設定できない	9	15.8%

私的整理中のつなぎ融資(プレDIPファイナンス)は事業再生を円滑に進める上で極めて重要。しかし、法的整理に移行すると債権カットの対象となるため、金融機関は私的整理中につなぎ融資を行うことを逡巡。商取引債権も、法的整理移行後は同様に債権カットの対象となるため、私的整理中に商取引が差し控えられるおそれがある。

※出典「事業再生に関するアンケート調査」帝国データバンク

産活法（※）と事業再生ADR制度

（※産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号））

目的

（認定計画等の他の支援策とともに、）事業再生を円滑化するための措置を講じ、我が国産業の活力の再生を目指す。

（産活法第1条）

効果

私的整理の透明性を高め、利害関係者の参加のインセンティブを確保（私的整理の活性化）

講じる措置

- ①私的整理による事業再生が公正なルールに則って行われることにより、手続の透明性を確保
（H19改正により事業再生ADR制度を創設）
- ②つなぎ資金（プレDIPファイナンス）の円滑化（政府系金融機関による債務保証、再生・更生手続の特例等）
（産活法第50条～第54条）
- ③私的整理と法的整理の連続性を確保（特定調停の特例）（産活法第49条）

- 利害関係のない専門家の関与
- 透明な調整ルールの確保
- 適正なデューデリジェンスに基づいた事業再生計画

【評定の原則（資産評価基準（※））】

（※事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第一項第一号の資産評価に関する基準（平成20年経済産業省告示第257号）

- ・公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評価を行う資産評価基準。
- ・全般に係る事項と個別資産ごとの評価基準に区分して規定している。

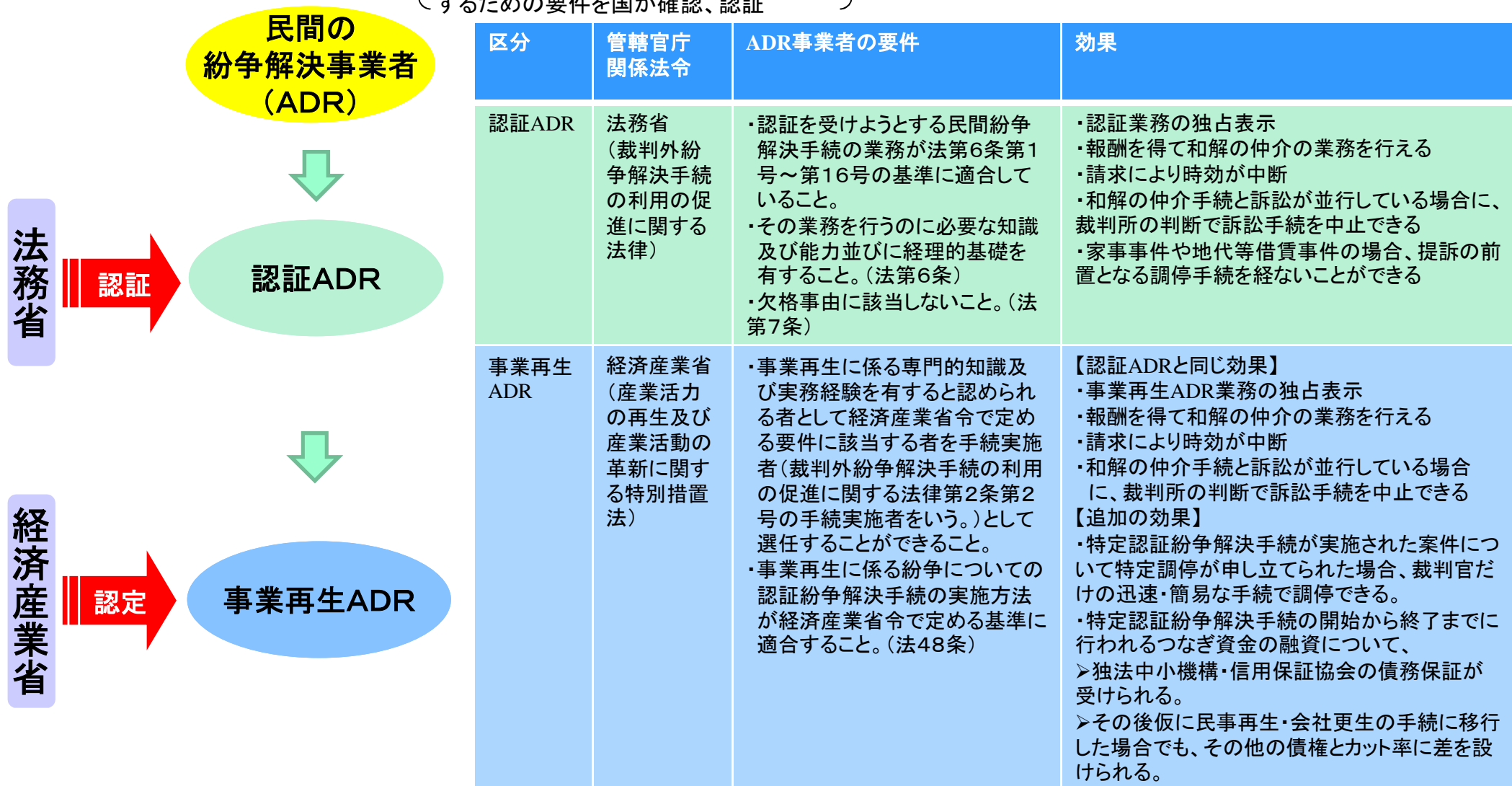
認証ADR及び事業再生ADR制度

○認証ADR制度(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法))

仲裁、調停、あっせんなど、裁判によらない紛争解決方法を普及・促進するために設けられた制度(平成19年4月1日から施行)

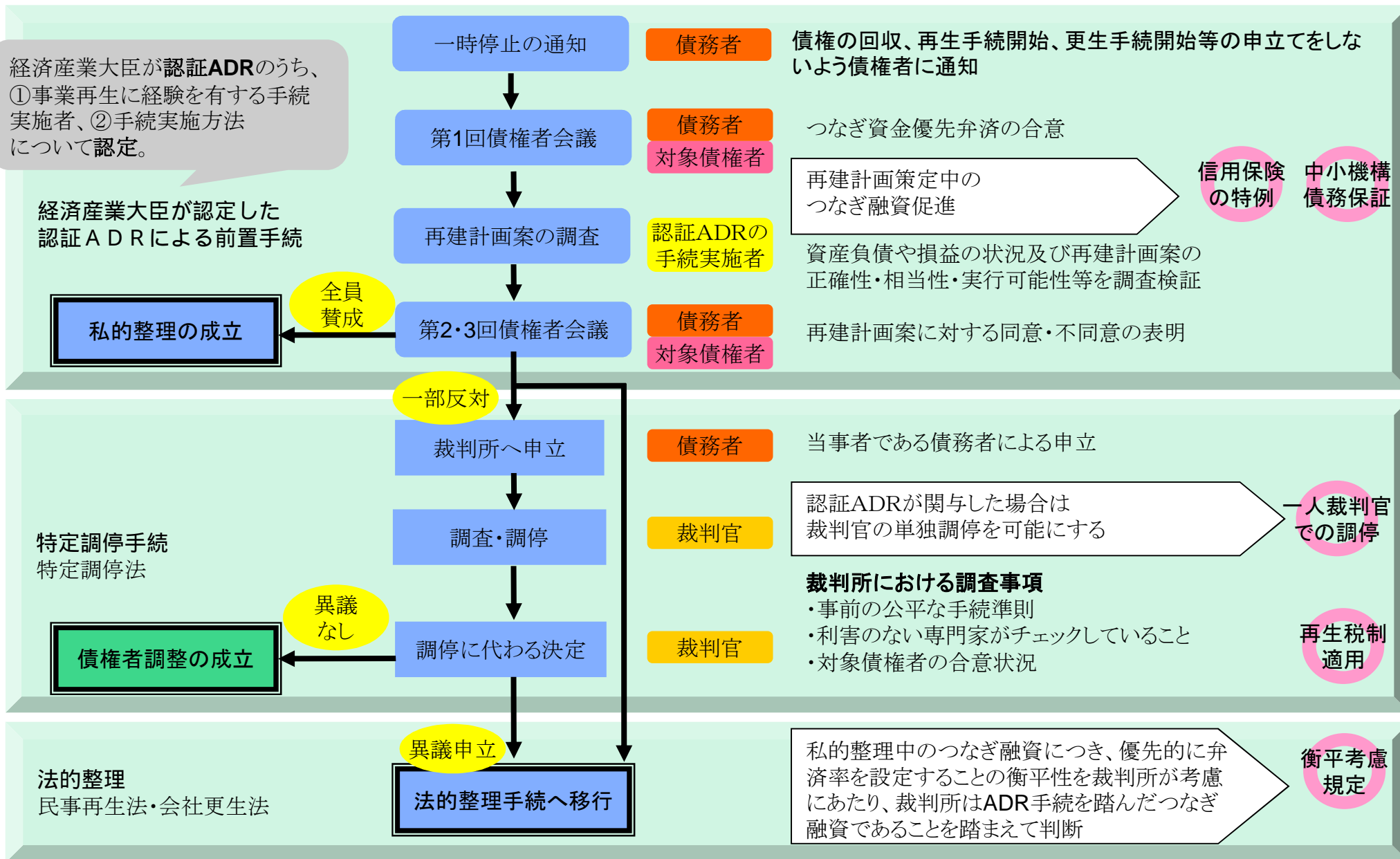
制度の概要

紛争の範囲、手続実施者の能力、利害関係者の排除など業務の適正さを確保するための要件を国が確認、認証



事業再生ADRによる事業再生手続の流れ

簡易迅速・非公表での債権者調整により事業価値の毀損を抑えることのできる私的整理を活用し、事業再生を円滑化。



債権者会議の内容

認証紛争解決事業者は、事業再生計画案(債務者が作成する事業再生の計画の案をいう。以下同じ。)の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議、事業再生計画案の決議のための債権者会議をそれぞれ開催をすることで、事業者の再生を目指します。(事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令(平成十九年経済産業省令第五十三号)第8条)

第1回債権者会議

(事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議)

第9条 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、債務者による現在の債務者の資産及び負債の状況並びに事業再生計画案の概要の説明並びにこれらに対する質疑応答及び債権者間の意見の交換を行う。

2 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議は、債権者全員の同意によって、次に掲げる事項について決議をすることができる。

- 一 議長の選任
- 二 手続実施者の選任
- 三 債権者ごとに、要請する一時停止の具体的内容及びその期間
- 四 次条及び第十一条の債権者会議の開催日時及び開催場所

3 前項第二号の手続実施者の中には、民事再生法第五十四条第二項の監督委員(以下単に「監督委員」という。)若しくは同法第六十四条第一項の管財人又は会社更生法第四十二条第一項の管財人(以下単に「管財人」という。)の経験を有する者が一人以上含まれなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上選任することとし、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士がそれぞれ一人以上含まれなければならない。

第2回債権者会議

(事業再生計画案の協議のための債権者会議)

第10条 事業再生計画案を協議するための債権者会議においては、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議において選任された手続実施者は、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有するものであるかについて意見を述べるものとする。

第3回債権者会議

(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

第11条 事業再生計画案の決議のための債権者会議においては、債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議をすることができる。

(期日の続行)

第12条 前条の債権者会議において事業再生計画案が決議されるに至らなかった場合においては、債権者全員の同意により続行期日を定めることができる。

一時停止とは

○事業再生ADRの手続は、再生対象企業の申込み後、対象債権者(金融債権者等)に対する一時停止から始まります。

一時停止とは

一時停止とは、対象債権者(金融債権者等)に対し、弁済受領、相殺禁止、物的・人的担保供与の要求、強制執行、仮差押、仮処分等の禁止、法的倒産手続開始の申立ての禁止等を求める通知のことで(産活法ADR省令(※)第7条)。債務者と事業再生ADRの連名により、一時停止の通知は実施されます。

※事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令(平成19年経済産業省令第53号)

一時停止の説明

内容

一時停止の性質は？	特定認証紛争解決事業者から債権者への法令(産活法ADR省令)に基づく要請ですが、罰則等による強制力を有しないものとなっています。このため、一時停止の通知があったとしても、期限の利益喪失事由(失期事由)にはなりません。
対象債権の範囲は？	貸出残高のある全ての金融機関を対象とする場合もありますが、一定額で足切りして、少額の金融債権者を除外することもあります。 また、大口の商取引債権者を対象債権者に含めることも希にあります。
一時停止後の対応は？	原則として2週間以内に、債権者集会が開催されることとなります(産活法ADR省令第7条)。この会議では、債務者によって現在の債権者の資産および負債の状況と債務者が作成した事業再生計画の概要の説明がされ、これに対する質疑応答や、債権者間の意見交換がされます(産活法ADR省令第9条第1項)。また、対象債権者が事業再生ADRに紛争解決を依頼する意思があることも確認されます(ADR法第2条第1項)。

一時停止に係る債務者企業のメリット

一時停止を行うことにより、事業再生ADRの手続に基づき、事業再生計画の策定・調整終了までの時間的余裕を確保することができます。

また、融資に関する保証の特例を受けることで、金融機関からの資金調達(プレDIPファイナンス)を円滑に行うことができます。

一時停止の通告を受けた債権者のメリット

一時停止に従うことで、法的整理を行う以上の債権回収が期待できます。
※なお、一時停止に反して回収等を行った場合、その結果としてADRの調整枠組みが崩れると、法的整理に移行する可能性が極めて高くなります。その場合、手続が遅延したことによる事業価値の毀損や法的整理による事業の停滞等により債権者への弁済原資が少なくなります。結果的に、一時停止を破った債権者自身を含め、すべての債権者の債権回収金額が減少する不利益が生じます。

支援策の説明

「つなぎ融資(プレDIPファイナンス)」

(1) つなぎ融資の法的整理に移行時の優先弁済

紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に行う資金の借入れについては、手続が法的整理に移行した場合でも、当該借入れが合理的であり、かつ対象の債権者全員の同意を得ている場合、裁判所は、当該事実を考慮した上で、つなぎ融資が他の再生債権や更正債権に優先して弁済されることにつき衡平を害しないか判断することになります(すなわち、つなぎ融資債権の債権カット率が他の債権に比べて低く抑えられることが期待されます)。

(2) 中小企業基盤整備機構の債務保証(主に中堅・大企業向け)

紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に行う事業継続に不可欠な資金の借入れ(つなぎ融資(DIPファイナンス))については、中小企業基盤整備機構が債務の保証を行います。保証内容については、中小企業基盤整備機構にご相談ください(<http://www.smri.go.jp/>)。

(3) 中小企業信用保険法の特例(中小企業向け)

日本政策金融公庫が信用保証協会に対し普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険契約をする場合において、事業再生円滑化関連保証を受けた中小企業者については、債務保証の限度額は、事業再生円滑化関連保証とその他保証それぞれについて別枠が設定される等の特例があります。

特定調停手続における「一人裁判官調停」

特定調停手続とは、裁判所の調停委員会の下、当事者の互譲により解決を図る手続です。債務者の経済的再生に資するという観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容の調停条項を定めることができます。

調停委員会は通常、裁判官(調停主任)のほか、法律、税務、金融、企業財務・資産評価の専門家(民事調停委員)2名以上で組織されます(民事調停法第6条)が、事業再生ADRを経た特定調停では、裁判官だけの単独調停も可能です。

(専門家の民事調停委員を入れずに裁判官1名だけで調停を行うということは、それらの専門家が行うべき資産査定や調整については、事業再生ADRの手続の結果を考慮するという趣旨であり、簡易迅速な再生が期待されます。)

「税制措置」

〈債務者の債務免除等による債務免除益等及び資産の評価損益〉

①事業再生ADRにおける資産評定による評価益及び評価損は、法人税課税対象となる所得の計算上、

それぞれ益金算入及び損金算入できます(法人税法25条第3項、第33条第3項)。

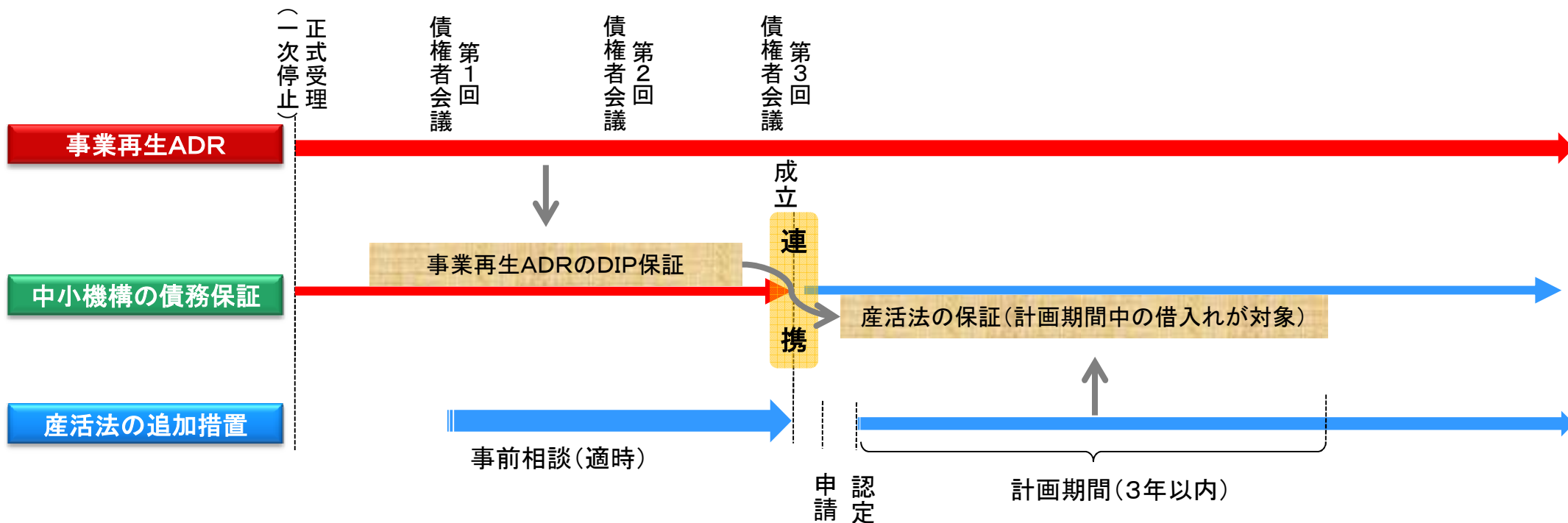
②①の適用を受ける場合、期限切れ欠損金を青色欠損金等に優先して控除ができます(法人税法第59条第2項第3号)。

〈債権者の債権放棄等に伴う損失〉

特定認証紛争解決手続に従って策定された事業計画により債権者が行う債権放棄等は、原則として、「合理的な再建計画に基づく債権放棄等(法人税基本通達9-4-2)」であり、その損失は税務上損金算入できます。

事業再生ADRと産活法の事業再構築計画等の認可の連携

事業再生ADRの適用会社に、産活法の事業再構築計画等の認可をすることにより、一時停止から産活法の計画期間中まで、シームレスに債務保証を通じた資金繰りの円滑化が可能となります。



債務保証制度	事業再生ADR	産活法
融資額	10億円	原則50億円
保証割合	50%	原則50%
融資期間	原則第3回債権者会議終了まで	運転5年以内 設備10年以内
資金用途	事業の継続に欠くことのできな い資金の借入	認定を受けた計画のための措置を 行うのに必要な資金(注1)

※旧債振替(約定弁済を含む)、既借入金の肩代わり資金等は、資金用途として認められない。

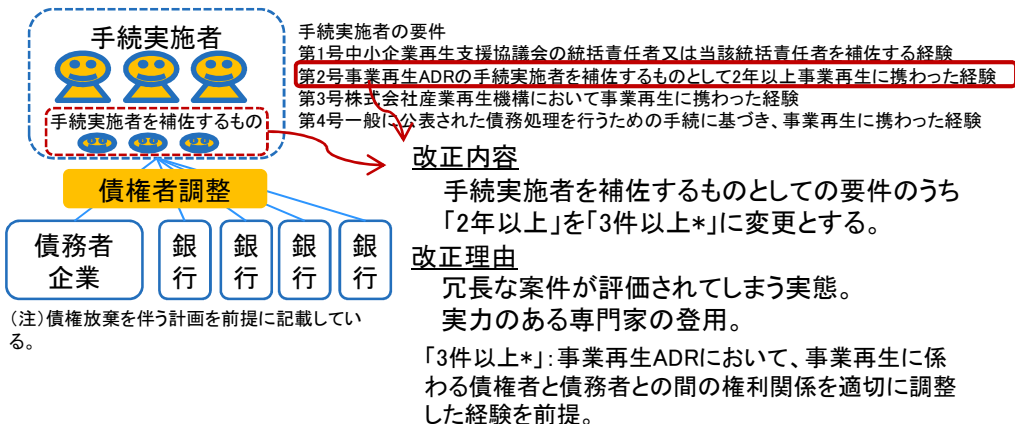
※産活法の認定を受けると、債務保証のほか、増資(DESを含む)に係る登録免許税の軽減等の支援措置を活用することができます。

事業再生ADRの制度改革について(平成24年7月14日施行)

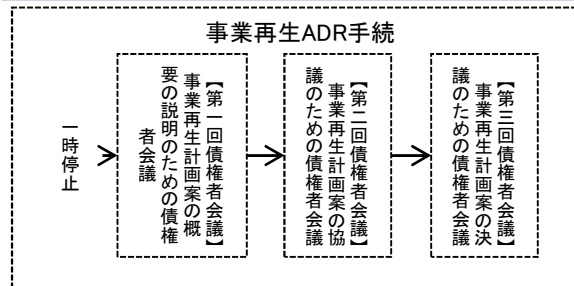
省令告示の改正項目（平成24年7月14日施行）

○ 平成23年7月14日に以下の論点につき、経済産業省令及び告示の改正を行った。

手続実施者の資格要件の緩和(省令第4条第1項)



DIPファイナンス(つなぎ融資)の決議できる会議の範囲拡大(省令第17条第2項)



DIPファイナンスの設定可能な債権者会議

改正前	○	×	×
改正後	○	○	○

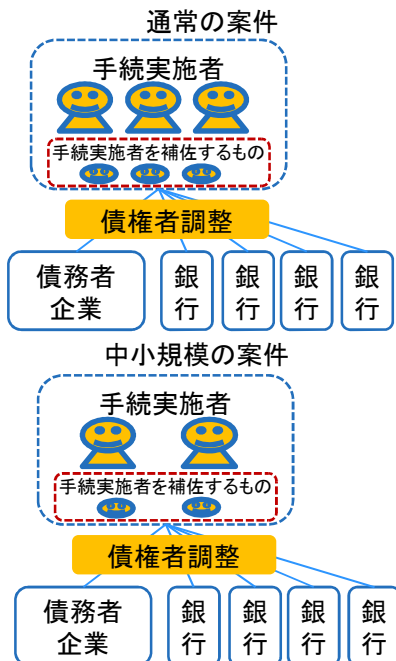
改正内容

改正前は、DIPファイナンスの設定可能な債権者会議を第1回債権者会議のみで設定可能だが、改正後は、第2回及び第3回債権者会議でも設定可能に変更する。

改正理由

- ・当初の前提となった事業再生計画の変更や資金の出し手の出現により、第1回目債権者会議以降に、DIPファイナンスを設定する実務的なニーズ。
- ・優先弁済の考慮規定については、第2回及び第3回においても、債権者会議での同意をする点変わらない。

中小規模企業向け対応(省令9条3項)



改正内容

従来、債権放棄を伴う計画の場合、全ての案件で手続実施者は3名以上関与することが求められていたが、改正後は、負債総額10億円未満の案件の債権放棄を伴う案件は、手続実施者の関与人数を2名以上とする。

改正理由

- ・規模に合った手続実施者の選任。
- ・債務者企業に対する手続費用の軽減。

その他(告示第1条1項、第2条第3、4項)

平成20年経済産業省令告示29号において、認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求めると規定されており、法改正等に伴い実態に合わない部分が生じていた。

以下詳細の改正事項

- ・金融機関等の列挙に、日本政策投資銀行、信用保証協会、地方公共団体を加える。
- ・事業再生計画案に係わる債権放棄を2以上の金融機関により行われていることを確認すること」になっているが、デットエクイティスワップを行った場合も含めて債務免除等に変更する。
- ・会社の分割又は事業の譲渡によりその事業の全部又は一部を他の事業者へ承継させる場合(以下、第二会社方式という)が用いられることを考慮して、第二会社方式を利用した場合は、当該告示において記載される「債務者」につき、「事業の承継した他の事業者」と読み替える。

〈お問合せ先〉

事業再生実務家協会
(事業再生ADR第1号認定事業者)

TEL:(03)3265-0145

経済産業省 産業再生課

TEL:(03)3501-1560